

恵那市告示第 2 0 0 号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

恵那市長 小坂 喬峰



①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
別紙 1 のとおり

②申請不動産に関する事項
別紙 1 のとおり

③申請事項に関し異議を述べることができる者の範囲
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

④異議を述べることができる期間
令和 6 年 1 1 月 2 0 日から令和 7 年 2 月 1 9 日まで

⑤異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する手続きによる

⑥異議申出書等提出先
恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
恵那市役所まちづくり企画部地域振興課

別紙 1

① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- ・ 名称：小泉自治会
- ・ 主たる事務所：恵那市明智町大泉 713 番地 2

② 申請不動産に関する事項

- ・ 土地

地 目	面 積	所在地
原野	2 0 2 m ²	恵那市明智町大泉字細田 5 5 3 番地 2
公衆用道路	3 6 m ²	恵那市明智町大泉字細田 5 5 3 番地 9
原野	6 9 m ²	恵那市明智町大泉字細田 5 5 3 番地 1 0
原野	2 7 9 m ²	恵那市明智町大泉字細田 5 5 3 番地 1 1

- ・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

表題部所有者	住 所
伊藤 謹一	恵那郡明智町大泉 7 9 2 番地
伊藤 兼一	恵那郡明智町大泉 4 3 2 番地
伊藤 矩夫	恵那郡明智町大泉 3 9 3 番地 2